

宮城県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.7E-4	3.2E-1	5.2E+1	52.2
64	エトフェンプロックス	1.9E+1	1.4E+1	4.8E+0	2.4E+1	61.8
117	テブコナゾール				4.2E+0	4.2
139	トラロメトリン			8.7E+0	2.1E+0	10.8
140	フェンプロパトリン			3.0E+0		3.0
153	テトラメトリン	1.6E+2	2.3E+0	1.6E+2	1.2E-1	323.2
181	ジクロロベンゼン	3.1E+2	1.9E+2			504.1
225	トリクロルホン		4.1E+0			4.1
248	ダイアジノン		6.1E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.1E+2	2.5E+0	1.0E-1	117.4
252	フェンチオン	3.9E+0	5.9E+1			62.7
256	デカン酸				4.7E+0	4.7
350	ベルメトリン	1.1E+1	3.2E+1	1.2E+1	7.1E+1	125.4
405	ほう素化合物		3.9E-1	1.4E+1	2.9E+0	17.3
427	カルバリル			1.2E+2		115.8
428	フェノプカルブ			8.5E+1	1.9E+2	276.0
457	ジクロールボス	7.6E+1	5.3E+2			608.4
合 計		5.9E+2	9.5E+2	4.0E+2	3.5E+2	2291.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等